

新潟県バドミントン協会加盟登録規定

令和 8. 3.20 改正

1. 新潟県バドミントン協会規約第 6 条により本規定を定める。
2. 加盟及び登録は、各支部を通じてこれをしなければならない。
3. 加盟金は、団体では一般及び学生 2,000 円、高校 1,500 円、ジュニア・中学校 1,000 円、個人では 500 円とする。
4. 加盟登録は所定の書式により、加盟金・登録料を添えて提出する。
5. 登録料は、一般及び学生は 2,500 円、高校生は 1,600 円、中学生及び小学生は 1,000 円とする。
6. 加盟登録は、毎年度更新するものとする。
7. 登録者が所属団体を変更した場合は、直ちに所轄支部に届出なければならない。
8. 登録書類と登録料が新潟県バドミントン協会事務局に届けられたときを以って、登録手続き完了とみなす。
9. 新潟県バドミントン協会に登録することにより(公財)日本バドミントン協会へも登録されたこととなる。

附則

1. 本規定は令和 8 年 4 月 1 日より実施する。